

## 豊能町立図書館 The.ギャラリー及びガラスの大箱利用要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊能町立図書館 The.ギャラリー及びガラスの大箱（以下ギャラリー等）の使用方法について必要な事項を定めるものとする。

### (利用対象)

第2条 ギャラリー等は、原則として豊能町内に在住、在学又は在勤する者、若しくは主として豊能町内を活動範囲とする個人及び団体が利用できるものとする。ただし、作品展示の趣旨等に鑑みて、図書館長（以下館長）が必要と認める場合にはこの限りでない。

### (利用場所等)

第3条 The.ギャラリーは、豊能町立図書館（以下「図書館」という。）テラス内の展示スペースを指し、展示する際はパネルを使用することとする。ただし、作品展示の趣旨等に鑑みて、館長が必要と認める場合にはこの限りでない。

2 ガラスの大箱は、図書館内のガラスケースの展示スペースを指し、展示する際は、ケース内に収まる大きさのものを展示することとする。

3 展示する作品の搬入、搬出、展示及び展示期間中の作品管理等は、利用者が主体となって、これを行うものとする。

### (利用期間及び時間)

第4条 ギャラリー等の利用期間及び時間は、以下のとおりとする。ただし、作品展示の趣旨等に鑑みて、館長が必要と認める場合にはこの限りでない。

2 The.ギャラリーの利用期間は4週間以内とする。

3 ガラスの大箱の利用期間は1か月間（館内整理日の翌日から翌月の館内整理日の前日まで）とする。

4 展示時間は、豊能町図書館運営規則（以下「規則」という。）第3条第1項に規定する開館時間とする。ただし、利用期間の最終日は、午後4時までとする。

### (利用手続)

第5条 ギャラリー等を利用しようとする者は、「豊能町立図書館 The.ギャラリー及びガラスの大箱利用申込書（第1号様式）」を館長の指定する期日までに館長に提出し、利用の承認を受けなければならない。

2 第1項の規定による申込書の提出時間は、規則第3条第1項に規定する開館時間とする。

3 館長は、第1項の申込書が提出された時は、その申込内容を審査し、その利用の可否について決定する。

4 館長は、前項の規定によりギャラリー等の利用の可否を決定したときは、「豊能町立図書館 The.ギャラリー及びガラスの大箱利用承認（不承認）書（第2号様式）」を交付する。

5 次の各号の一に該当するときは、館長は、第3項の利用の承認をしない。

(1) 公の秩序または善良の風俗を害する恐れがあると認められるとき。

- (2) 営利を目的とするおそれがあると認められるとき。
- (3) 図書館の管理運営上支障があると認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、館長が利用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第6条 ギャラリー等の使用料は、無料とする。

(利用権の譲渡の禁止)

第7条 利用者は、利用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(利用承認の取消し)

第8条 館長は、つぎの各号の一に該当するときは、利用の承認を取り消し、または利用を停止することができる。

- (1) 利用の目的または利用条件に違反したとき。
- (2) この要綱または館長の指示に違反したとき。
- (3) 災害その他の事情により施設の利用ができないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、館長が特に必要があると認めるとき。

2 館長は、ギャラリー等の利用の承認を取り消したときは、「豊能町立図書館 The. ギャラリー及びガラスの大箱利用承認取消通知書（第3号様式）」により利用者に通知する。

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、施設の利用が終了したとき、または利用承認を取り消されたときは、直ちにその利用場所を原状に復して返さなければならない。

(損害賠償の義務)

第10条 規則第8条第3項の規定に基づき、利用者は、施設等に損害を与えた場合は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、館長は、止むを得ない理由があると認めるときは、その額を減額または免除することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年1月25日から施行する。

豊能町立図書館 The.ギャラリー及びガラスの大箱利用申込書

年 月 日

豊能町立図書館長

(団体名)

申込者 住 所

氏 名 ⑩

電 話 ( )

豊能町立図書館 The.ギャラリー及びガラスの大箱の利用について、下記のとおり申込みます。

記

|  |           |  |        |  |
|--|-----------|--|--------|--|
| 展 示 タ イ ト ル                                  |           |  |        |  |
| 展 示 内 容 説 明                                  |           |  |        |  |
| 展 示 物 数 量                                    |           |  |        |  |
| 利 用 日  |           |  |        |  |
| 利 用 予 定 場 所                                  | The.ギャラリー |  | ガラスの大箱 |  |
| 団体の情報<br>※申請が団体の場合のみ<br>※代表者が申込者と同じ<br>場合は不要 | 団体名       |  | 代表者    |  |
|  | 住所        |  |        |  |
|  | 電話        |  |        |  |
| 図 書 館 記 入                                    |           |  |        |  |

豊能町立図書館The. ギャラリー及びガラスの大箱利用承認（不承認）書

豊能教生図第 号  
年 月 日

様

豊能町立図書館長

平成 年 月 日付けで申し込みのあった豊能町立図書館The. ギャラリー及びガラスの大箱の利用について、下記のとおり承認（不承認）します。

記

|                   |  |  |            |
|-------------------|--|--|------------|
| 展示タイトル            |  |  |            |
| 展示内容説明            |  |  |            |
| 展示物数量             |  |  |            |
| 利用日               | 年 月 日( 曜日) ~ 年 月 日( 曜日)                |  |            |
| 利用予定場所            | The. ギャラリー                      ガラスの大箱 |  |            |
| 利用者<br>(利用団体の代表者) | 団体名                                    |  | 利用者<br>代表者 |
|                   | 住所                                     |  |            |
|                   | 電話                                     |  |            |
| 特記事項              |  |  |            |

(利用上の注意)

- 1 利用申込みの目的以外の利用はしないでください。
- 2 準備、後片付けは、利用者が責任をもって行ってください。
- 3 管理上支障のある物件の持ち込みは禁止します。
- 4 飲食は禁止します。また、火気に充分注意してください。
- 5 利用に当たっては、職員等の指示にご協力ください。

豊能町立図書館 The.ギャラリー及びガラスの大箱利用承認取消通知書

豊能教生図第 号  
年 月 日

様

豊能町立図書館長

年 月 日付けで承認した豊能町立図書館 The.ギャラリー及びガラスの大箱の利用については、下記のとおり承認取消しを決定したので、豊能町立図書館 The.ギャラリー及びガラスの大箱利用要綱第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 利用予定年月日 年 月 日
- 2 承認取消しの理由 豊能町立図書館 The.ギャラリー及びガラスの大箱利用要綱第8条第1項第号に該当

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊能町教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊能町を被告として（訴訟において豊能町を代表する者は豊能町教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。